

恩給法による恩給支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第53号

恩給法による恩給支給規則の一部を改正する規則

恩給法による恩給支給規則（昭和33年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 知事が裁定する恩給の請求、裁定、支給及び受給権存否の調査に関する手続等については、恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）の規定を準用する。<u>この場合において、同令第10条の2第1項中「6日」及び「21日」とあるのは、「11日」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第2条 <u>年金である恩給の受給者は、恩給支給月の前月20日までに別記様式の請求書を知事に提出しなければならない。ただし、県内に在住する者については、この限りでない。</u></p> <p>第3条 知事が裁定する恩給の請求、裁定、支給及び受給権存否の調査に関する手続等については、恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）の規定を準用する。</p>

別記様式

恩 給 請 求 書 扶 助 料 (証書記号番号 第 号)			
請 求 額	年 額	請求額に対する 月 数	公 務 従 事 状 況
円	円	年 月 から 年 月 まで	
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p>(本籍地)</p> <p>(現住所)</p> <p>(元官職)</p> <p>(氏 名) (印)</p>			

(備考) 扶助料の請求を行うときは、「元官職」の欄には、公務員の官職氏名及び
公務員との間の続柄を記載し、「公務従事状況」の欄は記載しなくてよい。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。